

東京大学大学院経済学研究科 特任助教（特定有期雇用教職員）の募集について

本研究科では、「ERATO小島マーケットデザインプロジェクト：実証経済学グループ」（代表：渡辺安虎）に関連して、実証ミクロ経済学研究の関連業務に従事する特任助教（特定有期雇用教職員）を、下記の要領で募集いたします。

1	専攻分野 職名及び人数	経済学に関連する分野 特任助教（特定有期雇用教職員） 1名
2	契約期間	2026年7月1日以降～2029年3月31日（採用日は応相談）
3	更新の有無	更新はしない。
4	試用期間	採用日から14日間 給与・待遇に変わりはありません。
5	就業場所	東京大学大学院経済学研究科（東京都文京区本郷7-3-1） 変更の範囲：本学の指定する場所（配置換又は出向を意に反して命じられることは原則ない。詳細は東京大学教員の就業に関する規程第4条による。）
6	業務内容	本学が行う「ERATO小島マーケットデザインプロジェクト：実証経済学グループ」（代表：渡辺安虎）における、労働経済学など応用ミクロ経済学の実証研究とその関連業務。民間企業などとの共同研究契約に基づき、データ分析、施策の開発、効果検証などを行う。研究業務と自身の研究業務の時間比率は原則50:50（但し、プロジェクトの都合により、時期によって多少の前後あり）。 変更の範囲：配置換、兼務及び出向を命じることがある（意に反して命じられることは原則ない。詳細は東京大学教員の就業に関する規程第4条による。）
7	就業日・就業時間	専門業務型裁量労働制により、1日7時間45分・週5日勤務したものとみなされる。
8	休日	土・日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
9	休暇	年次有給休暇、特別休暇等
10	賃金等	年俸制を適用し、業績・成果手当を含め月額60万円程度（資格、能力、経験等に応じて決定する）、通勤手当（支給要件を満たした場合、原則55,000円/月まで）
11	加入保険	法令の定めにより、文部科学省共済組合、雇用保険、労災保険に加入
12	応募資格	経済学ないし関連分野の博士号を取得した者、または1年のうちに博士の学位取得が見込めるもの。Rでのプログラミング経験がある者。経済学を活用した社会課題の解決に関心があり、企業など学外関係者と日本語で円滑なコミュニケーションが取れることが望ましい。

13	提出書類	<p>以下の書類を1部作成</p> <p>(1) 任意の履歴書または東京大学所定の様式による履歴書1通(写真貼付)。東京大学所定の様式による履歴書を使用する場合は、履歴書の様式は https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html の「東京大学統一履歴書フォーマット」からダウンロードすること。</p> <p>(2) 研究経歴書(書式自由・英語可)</p> <p>選考に関する連絡はすべてメールで行われるので、経歴書には連絡の取れるメールアドレスを必ず記載すること。</p> <p>また、推薦者(問い合わせ可能な関連研究者)3名の氏名と連絡先を記載すること。</p> <p>(3) 代表的な研究論文1本(その旨明示して送付すること)。その他に参考資料として最大4本までの論文を提出可能。</p> <p>(4) 推薦状3通</p>
14	応募方法	<p>下記のGoogleフォームに必須項目を入力し、全ての書類をPDFとしてアップロードする(Googleアカウントへのログインが必要です)。</p> <p>https://forms.gle/6o28bk1kGwV2iizD9</p> <p>※2~3日以内に当方から受信確認メールが届かない場合はお問い合わせ下さい。</p>
15	応募締切	<p>2025年11月30日(日)必着</p> <p>書類選考の上、合格者に対し面接を実施。</p>
16	問い合わせ先	<p>〒113-0033 東京都文京区本郷7-3-1</p> <p>東京大学経済学研究科 ERATO小島プロジェクト:実証経済学グループ採用担当</p> <p>e-mail: eratostaff<at>e.u-tokyo.ac.jp <at>を@に変換</p>
17	募集者名称	<p>国立大学法人東京大学</p>
18	受動喫煙防止措置の状況	<p>敷地内禁煙(屋外に喫煙場所あり)</p>
19	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・取得した個人情報は、本人事選考以外の目的には利用しません。 ・「東京大学男女共同参画加速のための宣言」に基づき、女性の積極的な応募を歓迎します。 ・採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性がある。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要がある。